

令和5年11月

第11回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年11月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	柳下 浩一朗	2番	小川 充
3番	染谷 文夫	4番	櫻井 守
5番	雨貝 洋子	6番	白石 悟
7番	對崎 徳男	8番	大野 博司
9番	石島 繁	10番	加園 秀信
11番	吉田 新一	12番	青木 道子
13番	飯岡 勉	14番	本橋 文男
15番	野堀 良夫	16番	飯島 孝一
17番	遠藤 道夫	19番	飯野 和男
20番	市村 元則	21番	蛭原 昇
22番	坂入 誠		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	天貝 雄一
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	今野 重彰
農業行政課	係 長	廣引 康則
農業行政課	主 事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

- | | | |
|-------|----------|---|
| | 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認について |
| | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について |
| | 議案第 5 号 | 現況証明の発行可否について |
| | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| | 議案第 7 号 | 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業） |
| | 議案第 8 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について |
| | 議案第 9 号 | 特定農地の貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条の規定による承認について |
| | 議案第 10 号 | 市民農園整備促進法第 4 条の規定による市民農園区域の決定について |
| 日程第 3 | 報告第 1 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について |
| | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 3 号 | 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について |
| | 報告第 4 号 | 農地法第18条第 6 項の規定による通知について |
| | 報告第 5 号 | 現況証明の専決処理について |
| | 報告第 6 号 | つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん委員の指名について |

【午後 1 時30分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

それでは、定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しい中、第11回総会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶いただきしたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長（飯野 和男）

皆さんこんにちは。お忙しいところ、御苦勞様でございます。

令和 5 年第11回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、ありがとうございました。

11月に入り寒暖の差が大きくなってまいりましたので、皆さんも十分に気を付けて行動していただければと思います。

本日は本当に御苦勞様です。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いしたいと思います。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和5年第11回総会を開会いたします。

今日は傍聴人の方もいらっしゃらないので、このまま続けていきます。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は21名です。定足数に達していることから、令和5年第11回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席16番飯島孝一委員、議席17番遠藤道夫委員にお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局今野係長にお願いいたします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る 11 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 1 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る 11 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 3 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には小麦を作付けする予定です。

提出番号 4 番については、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 2 番から 4 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る 11 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 5 番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 6 番については、申請者は農業を開始するために申請するもので、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号 7 番については、申請者は水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 8 番については、申請者は農業を開始するために申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 5 番から 8 番については、農機具も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で御報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る 11 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 9 番については、申請者は農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 10 番については、水稻を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 11 番については、水稻を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 12 番については、水稻を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号 13 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 9 番から 13 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る 11 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 14 番については、農業を開始するため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 15 番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 16 番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、水稻、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、ソバを作付けしている農地所有適格法人で、申請地にはソバを作付けする予定です。

提出番号 19 番については、農業を開始するために申請するもので、申請地にはサツマイモを作付けする予定です。

提出番号 20 番については、水稻、小麦、サツマイモなどを作付けしている農家で、申請地には水稻、小麦、サツマイモを作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 14 番から 20 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 1 号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 1 号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定、移転の許可については、許可することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について

議長（飯野 和男）

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る 11 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、過去の一時転用許可に付した条件として、下部農地において生産された農作物に係る状況を毎年報告することとなっておりますが、一度も提出されていないことから、申請者に対し改めて提出するよう指導するため、継続審議とすることといたしました。

以上のことから、提出番号 1 番については継続審議とすべきと思われますが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る 11 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 2 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、アパート経営による資産の安定を図るため、共同住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 2 番については、一般基準に適合の上、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る 11 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 3 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地で病院を経営している医療法人から、既存の職員駐車場が手狭で業務に支障を来していることから駐車場として貸してもらいたいとの申出を受けたことから、貸し駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を単管パイプとトラロープで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、19台分の駐車場スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

また、駐車場への出入口は私道であることから通行承諾書が添付されており、関係する土地改良区との協議も整っております。

以上のことから、提出番号 3 番については、一般基準に適合の上、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 2 号の説明及び報告が終わりました。

提出番号 1 番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号 1 番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、提出番号 1 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番については、對崎委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 2 号、提出番号 1 番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号 2 番、3 番について、審議いたします。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号２番、３番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号２番、３番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第２号 農地法第４条の規定による許可についての提出番号２番、３番については、許可することに決定いたします。

議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第３号 農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第３号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る１１月８日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号１番については、令和５年１月１６日付つくば農委指令第３号をもって農地法第５条の許可を受け、建売住宅用地として申請地を取得しましたが、承継者である近隣住民の方々がごみ集積所用地として利用すべく、承継を伴う事業計画変更をするものです。

以上のことから、提出番号１番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第３号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号 3 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 3 号について、承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、承認することに決定いたします。

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案第 4 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、提出番号13番については議事参与の制限案件に該当しますので、13番を除いて、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いいたします。

對崎徳男委員

去る11月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣地で自動車整備業を営む法人です。今般、車両置場兼資材置場が顧客からの受注増加により手狭となり、業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、車両置場兼資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車30台分と廃タイヤ100本分のスペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号 2 番については、農用地区域内農地です。

申請者は、申請地と同一大字内で農業を営む専業農家です。今般、既存の作業所が手狭

になったため、申請地を父より借り受け、農業用駐車場及び堆肥保管倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、従業員駐車場11台とトラック1台分のスペースを確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号3番、4番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、提出番号3番については申請地を取得し、提出番号4番については親類より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号1番から4番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員様の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る11月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地の近隣で自動車整備業を営む法人の役員です。今般、法人の経営も順調で顧客も増え、既存の駐車場兼資材置場が手狭になってきたことから、申請地を取得し、資材置場用地として自身の経営する法人に貸し付けるため申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をロープで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、整備車両置場として19台分とタイヤ等の資材を置くスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に居住しておりますが、同居する家族が自動車を購入することになったことから、申請地を取得し、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、南側に接する農地と少し間隔を置いて砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、自家用車の駐車場2台分のスペースを確保する計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、申請地の近隣で共同住宅や自動車検査所等を経営している法人の役員です。近隣の共同住宅に居住する住民から、新たな駐車場を確保してもらいたい旨の要望があることや、自動車検査所の既存の駐車場が不足していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として自身の経営する法人に貸し付けるため申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をネットフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理の上、駐車場86台分のスペースを確保する計画です。資金については自己資金

で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 5 番から 7 番については、一般基準に適合の上、第 2 種農地及び第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 11 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 8 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号 8 番については、一般基準に適合の上、第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る 11 月 6 日に行いました現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 9 番については、農地区分は第 1 種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設資材の販売業を営む法人です。

今般、下妻市内の水田での田畑転換の工事を受注したことから、当該農地へ客土するための土の採取用地として申請されたもので、令和 5 年 11 月 25 日から令和 6 年 3 月 20 日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、申請地東側に工事用車両の出入口を設け、当該農地から約 1,200 m³の土を採取し、1 日当たり 4 t トラック 12 台分の土量を搬出する計画で、工事完了後は畑として白菜を作付けする予定です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 10 番につきましては、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 11 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。近年、樹木の伐採・運搬業務の受注増加により既存の資材置場が手狭となり、業務に支障を来していることから、申請地を取得し、新たな資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をロープで囲み、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、木材の仮置場、切断・加工場及び粉碎場等を設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号 9 番から 11 番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地、第 2 種農地の例外許可規定及び第 3 種農地の許可基準に該当するもので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

去る 11 月 7 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 12 番については、農地区分は第 2 種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く、太陽光発電事業を営む法人です。事業の拡大のため申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、550W パネルを 120 枚設置する計画です。

なお、本申請については、電力の固定価格買取制度を用いず、小売電気事業を営む親会社に発電した電気を売電する計画となっております。資金については自己資金で賄います。

以上のことから、提出番号 12 番については、一般基準に適合の上、第 2 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、本橋委員、お願いいたします。

本橋文男委員

去る 11 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 14 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。現在、既存で利用している事務所敷地を兼ねた資材置場が手狭で業務に支障を来していることから、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲を防護柵で囲い、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、コンクリート二次製品及び砕石等を置く計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号16番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、市内で美容室を経営しておりますが、既存店舗の経営も順調で顧客も増えていることから、申請地を借り受け、新たな美容室として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号17番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号18番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号19番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、申請地の近隣に住宅を建設中ですが、新たにごみ集積所を設置することが必要になったことから、申請地を取得し、ごみ集積所用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号20番については、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号21番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、土地利用計画、既存資材置場の利用状況などについて精査する必要があることから、継続審議としました。

以上のことから、提出番号22番については継続審議。提出番号14番から21番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

提出番号22番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号22番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号22番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号22番について、本橋委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号、提出番号22番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から12番、14番から21番について、審議いたします。

意見等ありましたら、お願いいたします。

對崎委員、どうぞ。

對崎徳男委員

豊里地区の對崎です。提出番号9番について、質問をさせてください。

こちらは畑から土を採取するということですが、ほかの隣接の農地と比較して土地の地盤が高くなっているのでしょうか。これまでの申請では、山林から採取するケースが多く見受けられましたので確認したくお聞きします。

議 長（飯野 和男）

これは、事務局から回答をお願いします。

事務局（廣引係長）

事務局よりお答えいたします。

こちらの土地ですが、過去に農地改良協議により既に盛土がなされている土地でございます。現在の状態につきましては、周囲の農地より平均して約80cm高くなっていることを確認しております。土の採取後も周辺の農地より地盤が少し高くなる計画となっております。

以上でございます。

對崎徳男委員

ありがとうございました。
以上になります。

議長（飯野 和男）
そのほか何かございますか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）
それでは続きまして、提出番号 1 番から12番、14番から21番について、審議いたします。
意見等ありましたら、お願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）
質問、意見共にないようですので、これにて提出番号 1 番から12番、14番から21番に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
提出番号 1 番から12番、14番から21番については、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号 1 番から12番、14番から21番については、許可することに決定いたします。
なお、提出番号 9 番につきましては、30 a を超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で許可いたします。
続きまして、提出番号13番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、雨貝委員の退席を求めます。

（雨貝洋子委員 退席）

議長（飯野 和男）
それでは、提出番号13番について、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る11月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。
提出番号13番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。
申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え申請地を取得し、自己用住宅用

地として申請するものです。資金については、自己資金及び金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号13番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

提出番号13番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号13番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号13番について、本橋委員報告のとおり、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についての提出番号13番について、許可することに決定いたします。

雨貝委員の復席を求めます。

（雨貝洋子委員 復席）

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず最初に、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る 11 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 1 番については、20 年以上前から宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 2 番については、不耕作により山林状態であり、再生利用が困難な状況となっております。

提出番号 3 番については、不耕作により山林状態であり、再生利用が困難な状況となっております。

以上のことから、提出番号 1 番から 3 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、大野委員、お願いいたします。

大野博司委員

去る 11 月 8 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号 4 番については、20 年以上前から非農地であるということを客観的に証明する書類が添付されていないので、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号 4 番については継続審議といたしましたが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

御苦労様でした。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る 11 月 6 日に行った現地調査及び審議結果について報告いたします。

提出番号 5 番については、不耕作により山林状態となっており、再生利用が困難な状態となっております。

提出番号 6 番については、昭和48年以前より防火水槽用地として利用しており、現在も同様の状態となっております。

以上のことから、提出番号 5 番、6 番については、非農地証明の範囲と認められること

から、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、遠藤委員、お願いいたします。

遠藤道夫委員

11月7日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号7番については、平成元年より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号7番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

提出番号4番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

提出番号4番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号4番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号4番については、大野委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号、提出番号4番については、継続審議といたします。

続きまして、提出番号1番から3番、5番から7番について、審議いたします。

意見等ありましたら、お願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にならないようですので、これにて提出番号 1 番から 3 番、5 番から 7 番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号 1 番から 3 番、5 番から 7 番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 5 号 現況証明の発行可否についての提出番号 1 番から 3 番、5 番から 7 番は、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書16ページになります。

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 5 年10月18日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号 1 番、豊里地区で 5 年間の賃借権を設定するものです。

以降、提出番号24番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区 6 件、谷田部地区 6 件、茎崎地区 1 件、大穂地区 9 件、筑波地区 1 件、桜地区 1 件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にならないようですので、これにて議案第 6 号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第 6 号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定いたします。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書20ページになります。

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定（農地中間管理事業）について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和 5 年10月19日付で農用地利用集積計画の決定を求められているものです。

提出番号 1 番、豊里地区で 1 年11か月間の使用貸借権を設定するもので、賃借権から使用貸借権に変更するため申請されたものです。

以降、提出番号70番まで議案書記載のとおりとなり、豊里地区65件、谷田部地区 3 件、大穂地区 2 件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、提出番号 1 番から65番、67番から69番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

提出番号66番、70番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて提出番号66番、70番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号66番、70番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、提出番号66番、70番について、原案のとおり決定いたします。

続きまして、提出番号1番から65番、67番から69番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の退席を求めます。

(染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 退席)

議長(飯野 和男)

それでは、提出番号1番から65番、67番から69番について、質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長(飯野 和男)

質問、意見共にないようですので、これにて提出番号1番から65番、67番から69番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

提出番号1番から65番、67番から69番を、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長(飯野 和男)

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、提出番号1番から65番、67番から69番について、原案のとおり決定いたします。

染谷委員、大野委員、遠藤委員、市村委員の復席を求めます。

(染谷文夫委員、大野博司委員、遠藤道夫委員、市村元則委員 復席)

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長(飯野 和男)

次に、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局(廣引係長)

議案書35ページになります。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和5年10月19日付で農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で4年6か月間賃借権の設定を行うものです。

計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなります。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第8号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見については、異議なく承認することに決定いたします。

議案第9号 特定農地の貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 特定農地の貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書36ページになります。

議案第9号 特定農地の貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について、御説明いたします。

提出番号 1 番、桜地区において新たな市民農園を開設するために申請されたものです。
以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を実施しておりますので、本橋委員より調査結果の報告をお願いいたします。

本橋文男委員

去る11月 8 日に行った特定農地貸付け法等に基づき申請された市民農園について、現地調査並びに審議結果について報告いたします。

申請者は市内に在住している個人で、周辺地域から市民農園開設の要望が多いことから、新たに開設すべく申請されたものです。

市民農園の利用方法は、1 区画当たり24.2㎡とし、5 区画を設置し運営する計画で、募集、選考方法、貸付期間等の内容についても問題ありません。

また、既に市民農園開設のために、貸付け協定を市と締結しております。

以上のことから、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 3 項の各号に該当するため、承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第 9 号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 9 号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

議案第 9 号について、本橋委員報告のとおり、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 9 号について、原案のとおり承認いたします。

議案第10号 市民農園整備促進法第 4 条の規定による市民農園区域の決定について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第10号 市民農園整備促進法第4条の規定による市民農園区域の決定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（廣引係長）

議案書37ページになります。

議案第10号 市民農園整備促進法第4条の規定による市民農園区域の決定について、御説明いたします。

谷田部地区において、新たに市民農園区域の決定を求められたものです。

土地の所在につきましては、次ページ、38ページのとおりとなっております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区において調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

去る11月6日に行った市民農園整備促進法第4条の規定による市民農園区域の決定について、現地調査並びに審議結果について報告いたします。

申請区域は、つくばエクスプレス万博記念公園駅から西へ約4kmに位置し、農地、山林を含んだ計41筆で、面積の合計は28,827㎡です。

今般、市民農園としての需要が見込まれることから、市長より市民農園区域の決定を求められたものです。

当該申請区域は、全て農業振興地域内であり一団の農地が存在する状況から、市民農園整備促進法第4条第1項の各号に該当するため、原案のとおり決定しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第10号の説明及び報告が終わりました。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第10号について、青木委員報告のとおり、決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号について、原案のとおり決定いたします。

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第6号についてですが、内容は議案書39ページから60ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第6号について、質問等はございませんか。
よろしいですか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第6号について終了いたします。
以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

その他

議 長（飯野 和男）

その他の報告ですが、今月18日に実施する農業後継者結婚支援事業について、農業担い手対策専門委員会の飯島委員長より報告をお願いいたします。

飯島孝一委員

今年度の農業後継者のための結婚支援事業について、御報告いたします。

11月10日に募集を締め切り、男性が9名、女性5名が最終応募人数となりました。男女10名ずつの募集に対して応募者数は少なくなっていましたでしたが、カップリングパーティーは今週の18日に予定通り開催いたします。

委員の皆様には、御案内の御協力をありがとうございました。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

閉会の宣告

議 長（飯野 和男）

これをもちまして、令和5年第11回総会を閉会いたします。

大変、慎重審議ありがとうございました。御苦勞様でした。

【午後 2 時40分 閉会】

議 長

農業委員会委員

農業委員会委員